

畜産ニュース

ジャージー種雌牛 最終 18 頭の導入終る

固有貸付ジャージー雌牛の 30 年度の最終分 18 頭が 6 月 12 日横浜動物検疫所において引渡され津山市 1 頭、真庭郡川上村 5 頭、八束村 5 頭、二川村 1 頭、中和村 4 頭、湯原町 2 頭それぞれ配分され、15 日現地に到着した。

これで 29 年度 270 頭 30 年度 297 頭の成牝牛計 567 頭の固有貸付の全部が終了し、今後はこれの生産した国へ納付する雌仔牛の貸付を受けて増殖を図ることになる。

トラクターによる牧野改良事業委託規定一部改正

昨年 12 月 6 日付県告示第 803 号で定められた「トラクターによる牧野改良規程」は 3 月 2 日付県告示第 111 号で一部改正されたが、この度又次のように改正され、昭和 31 年 6 月 15 日から適用されることになった。

受託規程中一部改正

第 3 条に次の 1 項を加える。

2. 前項の申請は、牧野改良事業の施行に係る面積が 1 団地 5 反歩以上のものについて行うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第 7 条第 1 項第 1 号中「20,000 以上 30,000 円以内」を「25,000 円以上 40,000 円以内」に改める

第 9 条第 1 項に次のたし書を加える。ただし、これによりがたい場合は、委託申請者において実測した図面を添付して面積を申請し、知事はその内容を審査して確認する。

第 11 条中「市にあつては直接知事に提出し、町村にあつては」を「市町村にあつては」に、「地方事務所長」を「農林事務所長」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(輸送費の負担)

第 11 条トラクターによる牧野改良事業の実施にあたり、トラクターの輸送（大型の場合に限る。目走する場合は除。）に要する経費は、委託者において負担するものとする。

◎トラクターによる牧野改良事業（開墾）を依頼し

ようとするときは、実施希望時期の 2 ヶ月前までに申請書（農林事務所経由）2 部提出されたい。

家畜伝染病予防法施行細則が定まる

今後岡山県規則第 40 号（6 月 1 日）で家畜伝染病予防法施行細則が次のように定められ 6 月 1 日から施行されることになった。

これによって昭和 27 年岡山県規則第 8 号による家畜伝染病予防法細則及び昭和 26 年岡山県規則第 68 号の岡山県家畜伝染病関係手数料徴収細則は廃止されることになる。

家畜伝染病予防法施行細則

(趣旨)

第 1 条 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。)の施行については、家畜伝染病予防法施行令(昭和 28 年政令第 235 号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(死亡に関する報告の經由)

第 2 条 法第 4 条第 4 項の規定により、知事にする報告は、所管農林事務所長を経由しなければならない。

(移動のための証明書の交付申請等)

第 3 条 法第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、と畜場直送証明書を交付を受けようとする者又は法第 5 条第 3 項の規定により、知事の発行する証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号による申請書を家畜保健衛生所長に提出し、獣医師である家畜防疫員の検査を受けなければならない。
2 法第 5 条第 1 項第 3 号の規定による試験研究等のための移動の許可を受けようとする者は、別記様式第 3 号による許可申請書を所管農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 省令第 6 条第 3 項の規定による証明書の写は、所管農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

第 4 条 省令第 13 条の表中上欄に掲げるその他の家畜について標識を附する場合における家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式については、別

岡山畜産便り 1956.07

に定める。

(検査、注射、薬浴又は投薬の猶予)

第5条 法第6条、第30条第1項及び第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けることができないときは実施期日の前日又は実施当日その理由を具し、家畜防疫員に文書又は口頭により届け出てその指示を受けなければならない。

(証明書の交付)

第6条 法第8条（法第30条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、所管家畜保健衛生所長に文書又は口頭で申請しなければならない。

(患者等の標識)

第7条 省令第36条の表中上欄に掲げるその他の患者又は疑似患者についての標識を附する場合における家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式については、別に定める。

(動物用生物学的製剤の使用の許可の申請)

第8条 法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可を受けようとする者は、別記様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

(手数料の納付方法)

第9条 第3条第1項の規定による移動のための証明書の交付を受けようとする者又は同条第2項の規定による試験研究等のための移動許可書の交付を受けようとする者は、当該申請書に岡山県手数料徴収規則（昭和31年岡山県規則第8号）に定める手数料相当額の岡山県収入証紙をはって納付しなければならない。

2 法第6条、第30条第2項及び第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けた者又は法第8条（第30条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射、薬浴又は投薬の証明書の交付を受けた者は、別記様式第5号又は別記様式第6号による手数料納付書により岡山県手数料徴収規則に定める手数料相当額の岡山県収入証紙をはって納付しなければならない

附則

- 1 この規則は、昭和31年6月1日から施行する。
- 2 家畜伝染予防法施行細則（昭和27年岡山県規則第8号）及び岡山県家畜伝染病関係手数料徴収規則（昭和26年岡山県規則第68号）は、廃止する。

別記様式は省略す。

家畜取引法公布さる

今国会は提案中であった家畜取引法は5月24日成立し6月1日交付され、条文については同日付官報に登載されているが細部は農査省令により規定されることになっている。なおこの法律は公布の日から起算して90日を経過した日から施行される。

昭和31年度飼料自給経営施設設置について

5月2日付をもって農査省畜産局草地改良課長より勝田郡勝北町を6月25日付をもって久米郡中央町を本年度飼料自給経営施設の設置補助対象予定地とする旨通報があった。補助金割当額はこの稿の出る時分には決定されていることと思われる。全国で現在（5月2日）41ヶ所補助対象予定地が内定している。

第17回中国連合畜産共進会出品家畜の選択方法について

一期日と場所は次のとおり一

第17回中国6県畜産共進会が山口県徳山市において10月11日より15日まで5日間開催されることになったが、これの選択方法に就ては次の通りである。

一. 和牛（第2次選択）

期日	検査場所	摘要
6月22日	津山市家畜市場	
"	奥津家畜保健衛生所	
6月23日	加茂家畜保健衛生所	
"	亀甲家畜市場	
6月24日	日本原家畜保健衛生所	
6月30日	新見家畜市場	
7月5日	久世家畜市場	
"	美甘家畜保健衛生所	
7月11日	高梁家畜市場	
"	地頭家畜市場	
7月12日	総社家畜市場	

二. 緬山羊（第2次選択）

期日	検査場所	摘要
7月1日	邑久郡邑久町 (邑久高校尾張校舎)	めん羊せり市 開催日
7月2日	笠岡市吉田(吉田農協)	"
7月3日	総社家畜市場	"
7月4日	児島郡東児町役場	
7月5日	苫田郡鏡野町香南農協	

岡山畜産便り 1956.07

三. 乳牛

乳牛に就ては割当は4頭でこれに選抜方法は6月末日までに農林事務所において各管下の希望を取纏め7月中旬に県及酪農協会が第1回の選抜検査を行う。最終決定は9月20日より井原市において開催される県共進会において決定するが、選抜牛で県共進会に出品出来ない牛については県共開催直前に検査を行い県共出品牛に比較決定することになった。

丹頂鶴引取りに畜産課田辺技師舞鶴へ

第6高等学校出身の中国科学技術院々長郭沫若氏は先年来岡の際に後樂園に丹頂鶴の寄贈を約束されておりましたが、その待望の丹頂鶴一対がいよいよ来る7月2日舞鶴入港の興安丸で到着するのでこの引取りに田辺技師は6月下旬岡山を出発舞鶴に向うことになりました。恐らく7月号が出版される頃には、再び後樂園の緑の芝生に丹頂の英姿を眺め得ることでしょう。無事到着を念じつつ。何分重大使命故にさすがベテランの田辺技師もこのところ…「鶴は脚が2本しかないから一細々と長い脚が」…首をさすりさすり心配顔。

31年度農業観測の発表

農林省ではこのほど、31年度の4月～9月の農業観測を発表したが、それによると、畜産物では、牛乳は前年度にくらべて、4月～9月は10～15%の増加があ

るだろう。市乳も天候の如何によるとはいえ増加するが、乳製品とくにバターは粉食の停滞で伸びなやみだが、アイスクリームと菓子部門の需要は増加する。したがって5月値上げした乳価は、さらに多少値上りするだろう。

鶏卵については、31年度4月～9月の鶏卵生産量は30年の春ビナの発生量が減少しているの、前期と同様減少する見込である。一方、消費需要は前年度よりわずか増加するだろう。また、鶏卵の庭先取引は、前年同期の貫当り550円～770円よりかなり高くなるだろう。

豚肉については、29年30年度において、豚肉価格が高水準を続けたので、飼養頭数は増加しつつあると見込めるから、屠殺市場への供給は増加するが、需要の大口である一般の増加は供給の増加についてゆかないから過剰ぎみになると見込まれる。31年度4月～9月の豚肉価格は、庭先価格が前年同期の生体貫当り598円よりかなり安くなるものと予想される。

役肉牛については、31年枝肉生産量は、多かつた前年にくらべると10%程度は減少する見込である。一般消費需要はやや増加するとしても、わずかである。ただ加工需要は前年ほどではないとしても、強気であろう。

一方、肉牛の農林庭先価格は前年同期生体貫当り477円より高く、値上り気味である。

○緬羊せり市成績

市場	月日	区分	性別	入場頭数	売買頭数	売買価格	平均		
							最高	最低	平均
久郡 久町	7.1	仔羊	雌	39	39	143,200	5,800	1,700	3,671
			雄	48	48	108,400	3,500	1,100	2,258
		成羊	雌	12	12	30,900	4,000	1,000	2,575
			雄	1	1	2,600	—	—	2,600
計			100	100	285,100				
総社 家畜市場	7.2	仔羊	雌	15	15	59,200	5,200	2,900	3,946
			雄	21	21	62,900	4,000	500	2,995
		成羊	雌	14	14	29,800	4,000	700	2,128
			雄	7	7	20,100	4,000	2,200	2,871
計			57	57	172,000				

岡山畜産便り 1956.07

笠岡市岡吉	7.3	仔羊	雌	46	46	250,500	8,100	3,400	5,445
			雄	40	40	136,000	5,200	2,000	3,400
		成羊	雌	14	14	45,800	5,600	1,600	3,275
			雄	5	5	13,200	3,900	1,500	2,871
		計		105	105	445,500			
総計		仔羊	雌	100	100	452,900	8,100	1,700	4,529
			雄	109	109	307,300	5,200	500	2,819
		成羊	雌	40	40	106,500	5,600	700	2,662
			雄	13	13	35,900	4,000	1,500	2,761
		合計		262	262	902,600			